

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

人手不足倒産、3年連続の前年同期比増

さまざまな業界で人手不足を訴える企業が増えています。全国約1万社の回答を集計した「人手不足に対する企業の動向調査(2018年4月)」(帝国データバンク、5月24日発表)では、正社員が不足していると回答した企業は全体の49.2%を占め、1年前(2017年4月)の同調査から5.5ポイント増となっています。また、直近2018年5月の有効求人倍率(季節調整値、厚生労働省、6月30日発表)は1.60倍と、1974年1月(1.64倍)以来、44年4カ月ぶりの1.6倍台に達し、企業の人手不足を裏付けています。

こうしたなか帝国データバンクでは、従業員の離職や採用難等により収益が悪化したことなどを要因とする倒産(個人事業主含む、負債1000万円以上、法的整理)を「人手不足倒産」と定義し、調査開始(2013年1月)以降、2018年上半期までの5年半で発生した倒産を集計・分析しています。

◆「人手不足倒産」件数は調査開始(2013年1月)以降、半期ベースで最多

2018年上半期(1～6月)の「人手不足倒産」は70件発生し、負債総額は106億7700万円となっています。件数は3年連続で前年同期を上回り、調査開始(2013年1月)以降、半期ベースで最多となり、年間合計で初めて100件を超えた2017年(106件)を上回る勢いとなっています。

負債規模別件数を見ると、「1億円未満」が38件と過半を占め、前年同期(19件)の2倍に。また、業種別件数を見ると、「サービス業」が前年同期比26.7%の増加で、最多の19件を占めています。

業種細分類別の5年半累計件数では、「道路貨物運送」が29件(2018年上半期は7件、前年同期4件)で最多。以下、「老人福祉事業」は26件、「木造建築工事」は23件、「受託開発ソフトウェア」は19件と続いています。

都道府県別の5年間累計では、「東京都」が55件(うち2018年上半期は9件、前年同期5件)と突出しています。

◆人手不足の深刻化で、小規模企業を中心に「人手不足倒産」が増加する恐れも

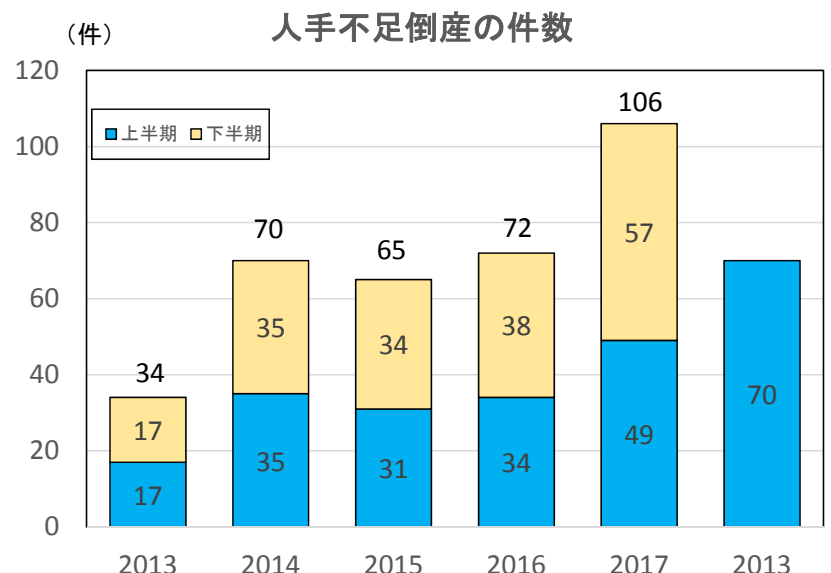
2018年上半期(1～6月)の「人手不足倒産」(70件)は3年連続で前年同期を上回り、調査開始以降、半期ベースで最多を更新したことが分かっています。

前年同期比の増加幅は3半期連続で4割を超え、年間合計で初めて100件を超えた2017年(106件)を上回るペースとなっています。

今後も人手不足の深刻化により、小規模企業を中心に「人手不足倒産」はさらに増加する恐れがあります。倒産企業のなかには、従業員の相次ぐ離職で事業遂行不能となり、倒産に追い込まれるケースが散見されており、小規模企業ほど従業員の定着率を高める必要性が高まっています。

CONTENTS

人手不足倒産、
 3年連続の前年同期比増…… P.1
 交際費課税の2年延長へ…… P.2
 災害義援金と“ふるさと納税”…… P.2
 遺言制度・遺留分制度の改正…… P.3
 「不動産賃貸業」のしくみと
 リスク回避の方法…… P.4
 経済センサスからみる
 業種別の付加価値率…… P.5
 8月度の税務スケジュール…… P.5
 今月の名言録…… P.6
 無料相談会実施中…… P.6



交際費課税の2年延長へ

◆ 接待飲食の50%損金・中小の800万円定額控除の継続

平成30年度税制改正により、法人に係る交際費課税の取扱いが2年間延長されています。改めて制度の概要を確認しましょう。

法人税の計算上、“交際費等”は経費として認められる額(損金)に制限が設けられています。この“交際費等”とは、得意先、仕入先、その法人の役員・従業員・株主等に対する接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出する費用を指します。

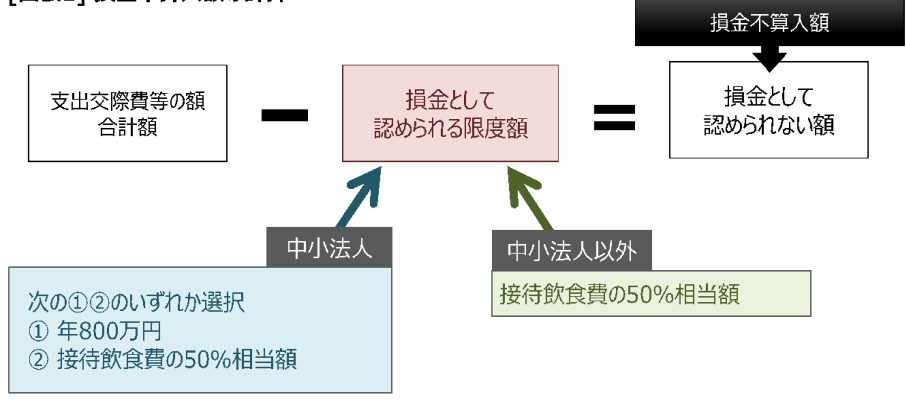
そのため従業員のために支出する費用であっても、いわゆる“社内交際費”については、この“交際費等”に該当します。

◆ 中小法人は年800万円まで

損金として認められる額は、右記の図表1のとおり、中小法人(資本金1億円以下の法人で、資本金5億円以上の法人の子法人等を除く)であれば、支出交際費等の額の合計額のうち年800万円まで(事業年度が1年未満の場合には月数換算します)です。規定上、接待飲食費の50%相当額といずれか選択となっていますが、実務では年800万円を限度額とするケースがほとんどです。

他方、中小法人以外は、接待飲食費の50%相当額しか認められません。

[図表1] 損金不算入額の計算



◆ 除かれる5,000円以下の飲食費

ところで、“交際費等”から除外する飲食費として、『1人当たり5,000円以下の飲食費』があります。ただし、この飲食代等には社内飲食費が含まれていないため、たとえ1人当たり5,000円以下であっても“交際費等”から除外することはできません。

飲食費に係る税務上の取扱いは、右記にまとめましたので、参考にしてください。

平成30年度税制改正により、これらの交際費等の課税に関する規定がそのまま2年間延長されました。この延長により、平成32年3月31日までの間に開始する事業年度について、引き続き交際費等の支出の把握、さらに接待飲食費の50%相当額を限度とする場合や5,000円以下の飲食費を交際費等から除外するためには、一定の書類の作成と保存等が必要となります。

[図表2] 飲食費に係る税務上の取扱い

対象	飲食費 (福利厚生費や会議費等以外)		社内飲食*1
	社外含めた飲食 (右記以外)		
1人当たりの飲食費	5,000円以下	5,000円超	すべて
交際費等に該当するか?	交際費等から除外*2	交際費等 (接待飲食費*2)	交際費等 (社内飲食費)
損金 (経費) になるか? ※4	○	50%損金*3	×

※1 専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する飲食費の場合。

※2 飲食の参加者等の明細を記載した書類の保存が必要。保存がない場合は交際費等に該当し、損金不算入の対象。

※3 中小法人は、年800万円までの選択適用。

※4 中小法人は、交際費等の合計額のうち年800万円 (50%損金を選択した場合には、50%損金) を超える部分が損金不算入。

災害義援金と“ふるさと納税”

個人の方が災害義援金を送金した場合、一定の要件を満たせば、税務上“ふるさと納税”として、所得税と住民税の負担を減らすことができます。

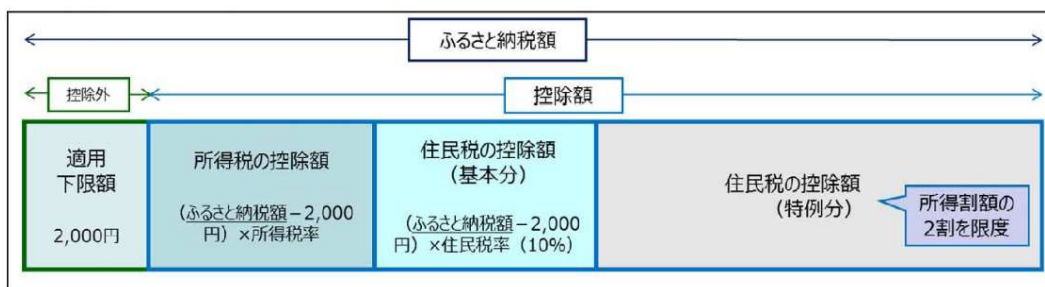
災害が発生して、個人の方がその被災地の都道府県や市区町村など、いわゆる“被災自治体”へ義援金を送金した場合、当該被災自治体に対する寄附金として、“ふるさと納税”の取扱いを受けることができます。

◆ “ふるさと納税”の概要

“ふるさと納税”とは、個人が行った自治体への寄附のうち、上限はありますが原則として、2,000円を超える部分について、所得税あるいは住民税から控除してもらえる制度をいいます。ただし、原則として確定申告をする必要があります。



“ふるさと納税”の控除イメージを示すと、下図のとおりです。ちなみに、平成30年7月6日付で公表された総務省の「ふるさと納税現況調査結果」によると、ふるさと納税の平成29年度の実績は、受入額が約3,653億円、納付件数が約1,730万件となり、ともに前年対比でおよそ1.3倍の伸びを示しています。



◆ 平成30年7月豪雨にも適用

西日本を中心に広い範囲で被害に見舞われた平成30年7月豪雨では、被害の大きな地域に災害救助法が適用されました。災害救助法の適用を受けた災害については、先述の被災自治体へ直接義援金を送金する以外にも、日本赤十字社や中央共同募金会など、被災者の支援を行う募金団体が受け付ける義援金で、その全額が義援金分配委員会等を通じて被災自治体に配分され、最終的に被災住民へ届く一定の義援金についても、“ふるさと納税”として取扱われます。

このように、被災自治体へ直接寄附をしなくても、“ふるさと納税”制度を活用し、被災者支援を行うことができます。

遺言制度・遺留分制度の改正

平成30年7月6日に国会で成立した民法の改正法について、遺言制度と遺留分制度を中心に、要点をご紹介します。



◆ 自筆証書遺言にまつわる改正

遺言制度の改正の中で注目すべきは、自筆証書遺言に関する2つの改正です。

1. 方式の緩和

自筆証書遺言に添付する財産目録は、相続時の無用な紛争を防止するための重要な文書ですが、個々の財産が確実に特定できるよう、地番や地積、金融機関や口座番号等を正確に記載しなければなりません。財産を多く所有する遺言者にとっては労を要する作業です。

	改正前	改正後
財産目録	全て自筆	自筆を要しない

これが今回の改正により、登記事項証明書や預金通帳の写しもしくはパソコンで作成した一覧等を用いて、各ページに署名・押印することで、自筆証書遺言に添付する財産目録として取り扱うことができるようになります。

2. 保管制度の創設

自筆証書遺言（無封のものに限る）の保管を法務局に申請できるようになります。これを保管制度といい、この制度を利用すると、遺言者は法務局に、遺言書の返還や閲覧を請求できます。また、相続人や遺言執行者は、遺言者の死後、法務局に閲覧を申請できます。家庭裁判所での検認の手続きは不要です。これにより、遺言書が見つからない、遺産分割後に遺言書が見つかった、等のトラブルも回避できるようになります。

◆ 遺留分にまつわる改正

1. 遺留分の金銭債権化

遺留分減殺請求に対し、改正前は遺留分権利者に金銭での弁償の選択権はありませんでしたが、改正後は、遺留分権利者に遺留分侵害額相当の金銭支払いを請求する権利を認めています。

	改正前	改正後
遺留分減殺請求	現物での返還が原則	金銭支払いの請求が可

2. 遺留分の算定方法の見直し

改正前までは、相続人に対する特別受益に該当する贈与には時間的な制限が設けられておらず、何十年前に行われたものも、遺留分額の算定の際に算入されます。これが相続開始前10年間の贈与に限り原則算入との制限を設け、それ以前に行われた財産は算入しないこととしています。

	改正前	改正後
遺留分額に算入する相続人に対する贈与	全ての期間が対象	10年間に限定

「不動産賃貸業」のしくみとリスク回避の方法

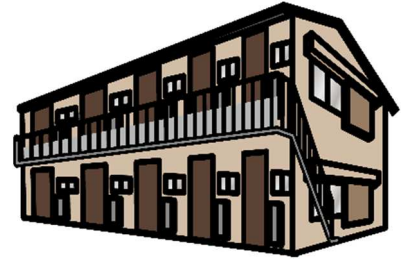
◆不動産賃貸業とは

不動産賃貸業とは、説明するまでもないかもしれませんが、不動産を所有して誰かに貸す事業です。不動産賃貸業の特徴は次のとおりです。

- ① 仲介管理などのしくみが確立しているので、持っていて貸すだけでよい
- ② 継続的に家賃収入があるので、事業計画が立てやすい
- ③ 基本的に従業員がいらないので、給与、社会保険料など必要がない
- ④ 家賃収入は居住用であれば非課税売上となるので、消費税の申告が不要

実際、貸家・貸間業の1事業所当たりの平均従業員数が1.73人(平成18年事業所・企業統計調査)と少ないものなずけます。

大家の主なリスクとしては、「空室が発生した場合」「賃借人が賃料を支払わない場合」「大災害が発生した場合」などが挙げられます。借主が特定の企業や地域に偏ると、企業のリストラや周辺地域の変化によって、一気にガラ空きになることもあり得ます。大地震で建物が壊れればなおさらです。また、賃料を払わないからといって、借主を追い出すわけにはいきません。日本では居住権は強く保護されています。自殺者が出れば風評被害もあり得ます。大家も決して楽なわけではないのです。



大家さん(不動産賃貸業)のメリット

- ・手間がかからない
- ・毎月収入が入ってくるので、資金繰りの計画が立てやすい
- ・従業員が不要で社会保険をかける必要がない
- ・住居用の家賃収入なら、消費税の申告が不要

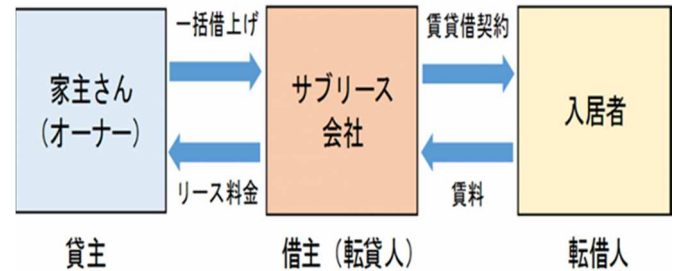
大家さんのリスク

- ・空室の発生
- ・築年数によって家賃が下落
- ・資産価値の低下
- ・ローン金利の上昇

◆サブリースとは？

大家の最大のリスク、「空室の発生」を何とかしたい、あるいは空室が発生しても賃料を保証してほしい…そんなニーズもあって生まれたのがサブリースです。

サブリースとは、いわゆる「又貸し」のことで、まず大家が賃貸経営管理のノウハウのある会社一括して貸し付けます。そしてその会社が賃借人に転貸(又貸し)することになります。入退きの事務管理、滞納やトラブルもサブリース会社が対処してくれる上、空室のリスクも負ってくれるので、大家は煩わしい手間や不安から解放され、毎月、定額の収入(ただし家賃から手数料・保証金などが差し引かれる)が確保されます。



◆サブリースの注意点

収益物件のサブリース契約をめぐり個人投資家やアパートのオーナーとサブリース会社とでトラブルが発生していることに対して、国土交通省でも注意喚起や相談窓口の設置等で対応しています。主な注意点として、賃貸住宅のローン返済を含めた事業計画とそのリスクについてオーナー自らが理解したうえで、契約内容や賃料減額のリスクを十分理解して契約する事を訴えています。

特に多くのサブリース契約では、たとえ家賃保証をうたっていても入居率の悪化や周辺の家賃相場下落によって賃料が減額される可能性があるとして指摘しています。

また、入居者の募集時期などに賃料支払いの免責期間が設けられているケースや、「30年一括借り上げ」とうたいながらも、契約書にサブリース事業者から解約できる趣旨の規定があるときは契約期間中であっても解約される可能性もあるとしています。

サブリースのメリット

- ・一括して貸すので、入居者への個別の対応が不要
- ・賃料が安定して入る
- ・サブリース会社がトラブルに対応してくれる

サブリースのデメリット

- ・サブリース会社の利益分、賃料収入が減る
- ・サブリース会社が倒産するリスクがある
- ・賃貸保証の契約内容をよく吟味する必要がある

経済センサスからみる業種別の付加価値率

今年6月に2016年経済センサス活動調査の結果が発表されました。ここではその結果から、業種別に売上高や付加価値額の増減などをみていきます。

この調査から、2015年の売上高や付加価値額、付加価値率を業種別にまとめると下表のとおりです。2015年の売上高は1624兆7143億円で、2011年から21.7%の増加となりました。2011年は消費税率が5%であったことから、単純な比較はできませんが、すべての業種で売上高が増加しました。

付加価値額は289兆5355億円で、2011年よりも18.3%の増加です。医療、福祉を除くすべての業種で2011年よりも高くなりました。売上高と付加価値額から付加価値率を求めると、全業種の合計では17.8%となりました。最も付加価値率が高いのは教育、学習支援業の47.0%で、最も低いのは卸売業、小売業の10.8%でした。自社の付加価値率は同業種と比較して高いのか低いのか、比べてみてはいかがでしょうか。課題が見つかるかもしれません。

$$\text{付加価値額} = \text{売上高} - \text{費用総額}(\text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費}) + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

産業大分類	売上高				付加価値額				付加価値率 (%)
	27年 (百万円)	23年から の増減率 (%)	合計に占 める割合 (%)	1企業当たり 売上高 (万円)	27年 (百万円)	23年から の増減率 (%)	合計に占 める割合 (%)	1企業当たり 付加価値額 (万円)	
合計	1,624,714,253	21.7	100.0	46,206	289,535,520	18.3	100.0	8,074	17.8
農林漁業（個人経営を除く）	4,993,854	28.6	0.3	20,148	1,178,680	33.2	0.4	4,737	23.6
鉱業、採石業、砂利採取業	2,044,079	186.1	0.1	159,320	662,424	372.1	0.2	51,192	32.4
建設業	108,450,918	30.1	6.7	26,493	20,820,738	33.5	7.2	5,084	19.2
製造業	396,275,421	15.5	24.4	108,304	68,789,093	21.8	23.8	18,791	17.4
電気・ガス・熱供給・水道業	26,242,446	20.0	1.6	2,629,504	4,023,034	43.6	1.4	397,141	15.3
情報通信業	59,945,636	25.9	3.7	157,590	16,001,637	24.1	5.5	41,869	26.7
運輸業、郵便業	64,790,606	17.9	4.0	100,238	16,651,557	16.5	5.8	25,752	25.7
卸売業、小売業	500,794,256	20.6	30.8	63,024	54,163,341	19.0	18.7	6,814	10.8
金融業、保険業	125,130,273	9.8	7.7	460,190	19,153,183	3.4	6.6	70,022	15.3
不動産業、物品賃貸業	46,055,311	29.1	2.8	16,552	9,460,350	13.1	3.3	3,394	20.5
学術研究、専門・技術サービス業	41,501,702	43.6	2.6	23,937	15,164,318	41.9	5.2	8,718	36.5
宿泊業、飲食サービス業	25,481,491	27.5	1.6	5,709	9,604,077	30.3	3.3	2,151	37.7
生活関連サービス業、娯楽業	45,661,141	22.4	2.8	13,372	7,715,574	20.8	2.7	2,259	16.9
教育、学習支援業	15,410,056	10.7	0.9	14,573	7,246,425	9.8	2.5	6,847	47.0
医療、福祉	111,487,956	49.6	6.9	40,381	20,666,306	-14.4	7.1	7,481	18.5
複合サービス事業	9,595,527	28.4	0.6	171,379	3,783,665	60.5	1.3	67,493	39.4
サービス業（他に分類されないもの）	40,853,581	23.3	2.5	25,130	14,451,119	24.0	5.0	6,287	35.4

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」より作成

8月度の税務スケジュール

内 容	期 限
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 8月 10日(金)
6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税 ・法人事業所税・法人住民税>	申 告 期 限 8月 31日(金)
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る 確定申告<消費税・地方消費税>	申 告 期 限 8月 31日(金)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費・地方消費税>	申 告 期 限 8月 31日(金)
12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税 ・法人住民税>(半期分)	申 告 期 限 8月 31日(金)
消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人・個人事業者の 3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	申 告 期 限 8月 31日(金)
消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者 の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	申 告 期 限 8月 31日(金)
個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告	申 告 期 限 8月 31日(金)
個人事業税の納付(第1期分)	納 期 限 8月中において 市町村の条例に 定める日
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)	

今月の名言録

企業の目的に気づく

私は、会社を創業して1年たって、大変なことを始めてしまったということに気がつきました。

私たち創業メンバー8名は、自分たちの技術が世に認められるかどうか試してみたいと考え、会社を始めたのですが、最初に採用した若い人たちは、自分の一生を会社に託そうと思っていたのです。

このギャップは、従業員にとって不幸な将来を招くことが予想されました。

そのため私は、「会社とは何か」ということについて、真剣に考えさせられました。

会社を通じて人生に夢を描いている人たちの期待を絶対に裏切るわけにはいきません。そのとき以来私は、経営の基本を、自分の技術の試行ということから、「全従業員の物心両面の幸福の追求」と、「人類社会の進歩発展への貢献」に変えたのです。

つまり、会社で働く全員、またその家族を含めた人たちの生活を守り、幸せな人生を送ってもらうことをまずは経営の柱とし、そしてこれに留まらず、私たちの技術をもって科学技術の進歩に貢献し、また利益の一部を税金として納めることで、公共の福祉等に貢献し、人類の進歩の一助となることを目的としたわけです。

これ以外に、企業の目的はないと、私は思っています。

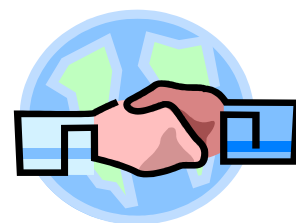
(「心を高める、経営を伸ばす」 稲森和夫著 PHP研究所)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
 下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

